狭あい道路拡幅整備事業のすすめ方

※　赤で記された内容・・・・建築主等に行ってもらいます
青で記された内容・・・・市が行います
----------> 変更が生じた場合の流れです

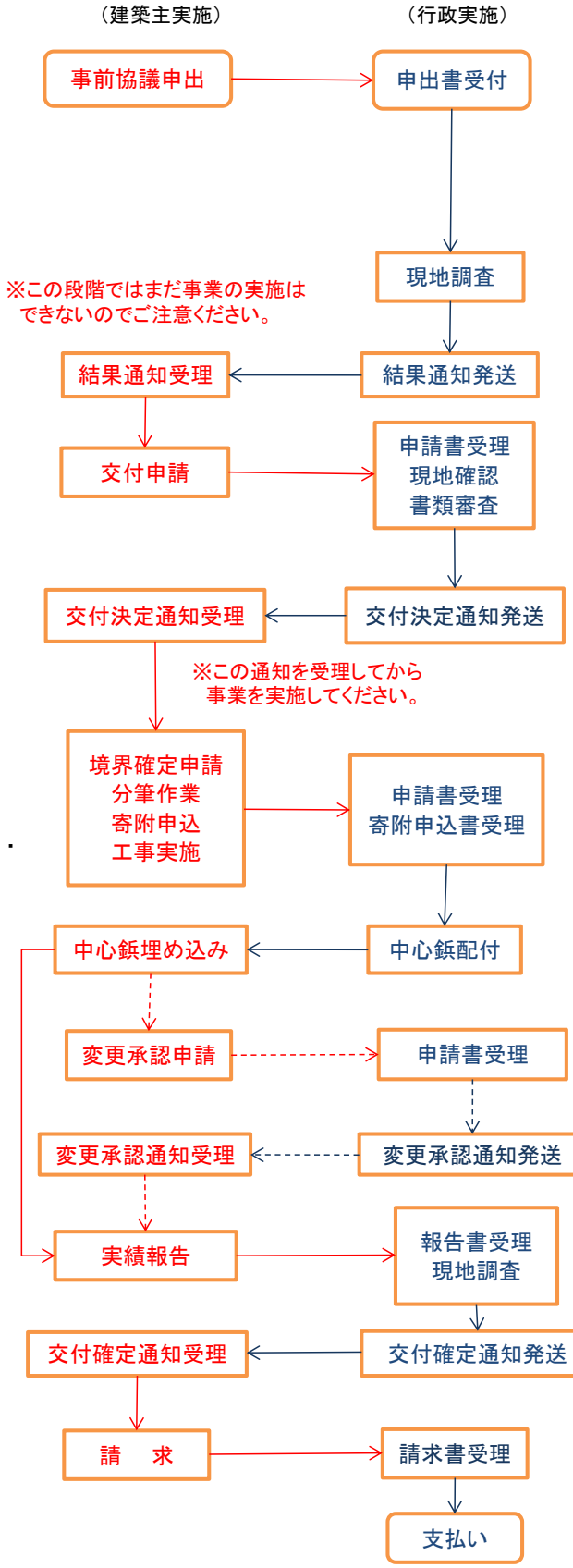

・（様式第１号）協議申出書に添付書類チェックリストに記載されている書類を添付して協議申出をする。
・都市計画課窓口での申出手続きは施主でも業者（土地家屋調査士又は行政書士）でも可。
・道路後退用地の寄付について建設課にも事前に申出る。
※　建築計画がある場合は、建築確認を出す30日前までに事前協議の申出が必要となる。

（標準処理期間７日）
・申出箇所の道路幅員と既存の工作物を確認する。

（標準処理期間１０日）
・（様式第2号）助成金交付申請書に添付書類チェックリストに記載されている書類を添付して申請する。

・助成金支出負担行為伺伝票処理

・境界確定の実施日を建設課に申請する。
・分筆作業後、建設課に寄附の申込みをする。
・建設課で寄附承諾後、所有権移転を行う。
・建設課で所有権移転後、アスファルト舗装する時に境界プレートを埋め込む。

・境界が確定され中心線が決定したら、道路に中心鋲を埋め込む。

・事業が終了し、交付決定した内容に変更が生じた場合、（様式第5号）変更承認申請書に変更内容がわかる書類を添付して申請する。（破線の処理手続きのとおり）
・内容に変更がない場合は実積報告書を提出する。

（標準処理期間10日）
・（様式6号）実績報告書に添付書類チェックリストに記載されている書類を添付して報告する。

・報告内容と現場を確認して助成金額を確定する。助成金交付確定通知書を発送する。

・確定通知受理後10日以内に（様式第7号）助成金交付請求書を提出する。

・助成金支出命令伝票処理